

# PTA 規約



調布市立第二小学校 PTA

調布市国領町 4-19-1

042-485-1245

保存版

PTA規約は卒業まで使用しますので、紛失しないよう大切に保管してください。

内容に変更が生じた場合は再発行いたします。

発行 2023 年 4 月

# 調布市立第二小学校 PTA 規約

## 本則

### 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、調布市立第二小学校 PTA と称し、事務所を調布市立第二小学校におく。

### 第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図る事を目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

- 1 よい保護者、よい教職員となるように努める。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活をよくするよう努力する。
- 3 児童の生活環境をよくするように努める。
- 4 会員相互の親睦を図る。

### 第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4 学校の人事その他管理に干渉しない。

### 第4章 会員

第5条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

- 1 調布市立第二小学校に在籍する児童の保護者。
- 2 調布市立第二小学校の教職員。

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は一世帯年額、貳千円とする。ただし、事情により減免することができる。

### 第5章 経理

第7条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によつてまかなわれる。

- 第8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第9条 この会の決算は、会計監査を経て総会で報告し、承認を得なければならぬ。
- 第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 役員

- 第11条 この会の役員は、次のとおりである。
- 会長 1名(保護者)
- 副会長 4名(保護者3名、副校長1名)
- 校外 3名(保護者2名、教職員1名)
- 書記 3名(保護者2名、教職員1名)
- 会計 3名(保護者2名、教職員1名)
- 役員は、専門部の役員または会計監査委員、及び校外班長・校外副班長を兼ねることはできない。
- 第12条 保護者役員の選出方法については、細則で定める。選出された役員は、総会にて承認を得るものとする。
- 教職員の中から選ばれる役員は、学校側で互選する。
- 第13条 同一役職の任期は1ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。(ただし、教員はその限りにあらず。)
- 第14条 会長は、次の職務を行う。
- 1 会長は、会を代表し会務を総理する。
  - 2 会長は、総会、実行委員会及び役員会を招集する。
  - 3 会長は、会計監査委員の集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第15条 校外は、次の職務を行う。
- 1 学校外における児童の生活環境をよくする。
  - 2 校外部会を招集し、校外班を取りまとめる。
- 第16条 書記は、次の職務を行う。
- 1 総会及び実行委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
  - 2 記録、通信その他の書類を保管する。
  - 3 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
- 第17条 会計は、次の職務を行う。
- 1 総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
  - 2 総会において、会計監査委員の監査を経た収支決算報告をする。
  - 3 この会の財産を管理する。
  - 4 予算の立案に協力する。

## 第7章 会計監査委員

- 第19条 この会の経理を監査するため、保護者2名と教職員1名の計3名の会計監査委員をおく。
- 第20条 保護者の会計監査委員の選出方法については、細則で定める。選出された会計監査委員は、総会にて承認を得るものとする。
- 第21条 会計監査委員は、必要に応じ、随時会計監査を行うことができる。
- 第22条 会計監査委員の任期は1ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

## 第8章 総会

- 第23条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
- 第24条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 1 定期総会は4月に開催する。
  - 2 臨時総会は、実行委員が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったときに開催することができる。
- 第25条 総会は、会員の現在数の5分の1以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。
- 第26条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

## 第9章 実行委員会

- 第27条 実行委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、保護者役員、専門部の委員、サークル代表、校長及び副校長で構成される。
- 実行委員会は、会計監査委員、専門部及び臨時委員会の権限以外の事務を処理し、かつ、専門部などによって立案された事業計画並びに総会に提出する議案を審議する。
- 第28条 実行委員会は、各学期に最低1回は開くことを原則とする。
- 会長が必要と判断した場合は、そのつど会を招集することができる。
- 第29条 実行委員会は、構成員の3分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することはできない。
- 第30条 実行委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

## 第10章 役員会

- 第31条 役員会は、保護者役員、校長及び副校長で構成され、本会の運営上必要な会務の企画運営にあたる。
- 第32条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

## 第11章 専門部、校外部、臨時委員会及びサークル活動

- 第33条 この会の活動に必要な事項について、調査研究、立案するために専門部及び校外部をおく。専門部及び校外部についての必要な事項は、細則で定める。

- 第34条 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会についての構成員及び必要な事項は、細則で定める。
- 第35条 会員より希望のある場合には、実行委員会の承認を経てサークル活動をすることができる。サークル活動についての必要な事項は、細則で定める。

## 第12章 改正

- 第36条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は総会の開催の前に全会員に知らせておかなければならない。

## 附則

- 第1条 この規約は、昭和38年4月20日から施行する  
この規約は、昭和40年4月24日 一部改正  
この規約は、昭和45年3月12日 一部改正  
この規約は、昭和47年4月26日 一部改正  
この規約は、昭和53年4月26日 一部改正  
この規約は、昭和54年4月25日 一部改正  
この規約は、昭和63年4月28日 一部改正  
この規約は、平成6年4月19日 一部改正  
この規約は、平成7年4月20日 一部改正  
この規約は、平成11年4月19日 一部改正  
この規約は、平成13年4月23日 一部改正  
この規約は、平成15年4月22日 一部改正  
この規約は、平成19年4月25日 一部改正  
この規約は、平成22年4月22日 一部改正  
この規約は、平成24年4月19日 一部改正  
この規約は、令和2年5月22日 一部改正

## 細則

### 第1章 保護者の役員・会計監査委員の選出方法及び就任

#### 第1条

次年度の役員は、調布市立第二小学校1～5年生の児童保護者から10名選出する。また1～5年生の児童のきょうだい且つ次年度の入学が確定している新1年生の児童保護者の立候補があった際は、選出可能とする。選出については、現役員、クラス実行委員が協力して行う。次年度の会計監査委員は、原則として現役員の中から選出する。

- 1 役員候補者の選出方法は、自薦・他薦を主とした立候補を優先するが、合計10名に満たない場合は、立候補者が少ない学年より1～2名選出し、役職決定時までに10名に絞る。各学年からの選出方法については、くじ引きとするが、くじ引き方法は各学年に委ねる。
- 2 役員候補者は、総会までに協議のうえ、会長、副会長、校外、書記、会計の役職を決定する。
- 3 役員候補者、会計監査委員については、総会にて報告し、会員の承認を得て就任する。
- 4 1項において、立候補者が多数で10名に決定できない場合は、前年度役員がその旨を総会で報告し、総会に出席した会員の選挙で決定し、就任する。選挙は2名の選挙管理人を議長が選出し、総会に出席した会員の無記名投票により行う。

#### 第2条

会長の欠員を生じたときは、副会長がその任にあたる。任期は前任者の残任期間とする。

#### 第3条

会長以外の役員ならびに会計監査委員に欠員が生じたときは、実行委員会でこれを選出する。任期は前任者の残任期間とする。

### 第2章 総会

#### 第4条

会員の移動、新役員に関する報告・承認、年間計画及び収支予算の審議決定は、総会で行う。

#### 第5条

会計監査を経た収支決算報告の承認は、総会で行う。

### 第3章 専門部、校外部、臨時委員会及びサークル活動

#### 第6条

専門部として、クラス実行委員、開放イベントサポート委員、周年委員をおく。

- 1 クラス実行委員は、各学年学級PTAの育成をはかり、お互いによい学級、学年、学校作りに協力する。  
クラス実行委員内で、ベルマーク係、健全・行政サポート係に分かれて活動する。  
各学級より委員を2名選出し、任期は1ヶ年とする。ただし、事情により途中交代を認める。

- 2 開放イベントサポート委員は、学校開放運営委員会や健全育成推進第二地区委員会と連携し、地域との交流を深め、青少年の健全育成事業や生涯教育の発展を目指す。  
各学級より委員を1名選出し、任期は1ヶ年とする。ただし、事情により途中交代を認める。
- 3 周年委員は、調布市立第二小学校の周年記念事業に関する行事を準備、開催する。  
周年記念行事が行われる年度のみ各学級より委員を1名選出し、任期は1ヶ年とする。ただし、事情により途中交代を認める。
- 第7条 校外部は、児童の家庭生活、社会生活ならびに児童相互の自主的集団生活の補導をする。  
各班より校外班長1名・副班長1～2名を選出し、任期は1ヶ年とする。ただし、事情により途中交代を認める。
- 第8条 臨時委員会の委員は、そのつど選出し、その任務を終えるとともに解散する。委員長は委員の互選による。
- 第9条 校長は学校管理ならびに教育上、各専門部会または臨時委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第10条 各種委員会により要請された会員は、その委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第11条 サークル活動は、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

#### 第4章 改正

- 第12条 この細則は、実行委員会において、構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は、実行委員会の前に各構成員に知らせておかなければならない。

#### 附則

- 第1条 この細則は、昭和54年4月から実施する  
この細則は、昭和61年4月 一部改正  
この細則は、平成5年4月20日 一部改正  
この細則は、平成11年4月19日 一部改正  
この細則は、平成13年4月23日 一部改正  
この細則は、平成14年4月22日 一部改正  
この細則は、平成15年4月22日 一部改正  
この細則は、平成19年4月25日 一部改正  
この細則は、平成26年4月15日 一部改正  
この細則は、平成27年4月23日 一部改正  
この細則は、令和2年5月22日 一部改正  
この細則は、令和4年4月15日 一部改正  
この細則は、令和5年4月24日 一部改正

## 慶弔規約

- 第1条 会員の死亡については、金壱萬円を添えて弔問する。
- 第2条 保護者会員の本校児童の死亡については、金壱萬円を添えて弔問する。
- 第3条 教職員会員の配偶者・子どもの死亡については、金五千円を添えて弔問する。
- 第4条 教職員会員の転勤・退職の場合は、在職年数にかかわらず一律金五千円を贈る。
- 第5条 教職員会員の結婚には、金五千円を祝い金として贈る。

## 附則

- 第1条 この慶弔規約は、昭和54年4月から実施する  
この慶弔規約は、昭和62年4月 一部改正  
この慶弔規約は、平成5年4月 一部改正  
この慶弔規約は、平成26年4月15日 一部改正